

の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(農地の確保及び有効利用)

第23条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

イ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

「農業構造の展望」における望ましい農業構造の姿として、担い手への農地集積が8割であることを明記。

ウ 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

13. 地方創生

(2) 農林水産業の成長産業化による活力のある農山漁村の実現

ii) 農業の生産基盤の強化

① 生産基盤の確保・強化

(人口減少に対応した生産性の向上、人材の育成等)

・農地の集積等のために重要な人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとして法定化を含めて位置付けることとし、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。

エ 食料・農業・農村政策の新たな展開方向

(令和5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)

II 政策の新たな展開方向

3 農業の持続的な発展

(1) 多様な農業人材の育成・確保

今後、人口減少が避けられない中で、食料の生産基盤を維持していくためには、中長期的に農地の維持を図ろうとする者を地域の大切な農業人材として位置付けていくことが必要である。その上で、生産水準を維持するためには、「受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体（効率的かつ安定的な経営体）」が円滑に生産基盤を継承できる環境の整備が不可欠である。

このため、受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体を育成・確保しながら、多様な農業人材とともに生産基盤の維持・強化が図られるよう、以下の施策を講ずる。

① 地域計画の策定を徹底し、地域内の将来の農地利用の姿を明確にした上で、

② 受け皿となる経営体が生産基盤を引き受けやすい形で継承できるよう、農地バンクを通じた農地の集約化等（略）

オ 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 世界的な食料争奪の激化等、食料安全保障上のリスクが高まる中、我が国の人口減少やカーボンニュートラル等に対応した持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向け、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を具体化するとともに、食料・農業・農村基本法について、本年度中の改正案の国会提出に向け、基本理念を含め見直しの検討を加速化させる。食料安全保障の強化に向け、(中略)、担い手への農地の集積・集約化、(中略)等を進める。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の持続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> 2. 農業の持続的な発展 <<政策分野>> ⑦ 農地集積・集約化と農地の確保																						
	政策の達成目標	全農地面積の8割が担い手によって利用される。 ※令和6年度以降の政策目標については、今後検討																						
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間延長																						
	同上の期間中の達成目標	担い手が利用する面積の割合を全農地の8割（現状は約6割）に拡大していく。																						
	政策目標の達成状況	令和5年3月末時点における担い手への農地集積率は約6割（59.5%）となっている。																						
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>R7年度 課税分</td> <td>R8年度 課税分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定資産税</td> <td>適用者数</td> <td>58,411人</td> <td>59,750人</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>214,325千円</td> <td>221,850千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市計画税</td> <td>適用者数</td> <td colspan="2">固定資産税の適用者の内数</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>139千円</td> <td>144千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減収額計</td> <td>214,464千円</td> <td>221,994千円</td> </tr> </table>			R7年度 課税分	R8年度 課税分	固定資産税	適用者数	58,411人	59,750人	減収額	214,325千円	221,850千円	都市計画税	適用者数	固定資産税の適用者の内数		減収額	139千円	144千円	減収額計		214,464千円	221,994千円
			R7年度 課税分	R8年度 課税分																				
固定資産税	適用者数	58,411人	59,750人																					
	減収額	214,325千円	221,850千円																					
都市計画税	適用者数	固定資産税の適用者の内数																						
	減収額	139千円	144千円																					
減収額計		214,464千円	221,994千円																					
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	機構が管轄する地域内の分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けることで、担い手の農地集積・集約化の推進に寄与する。																							
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	農地法に基づき農業委員会が機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地について、固定資産税等における農地の評価の際に、農地の売買の特殊性を考慮し正常売買価格を修正して適正な時価とするため乗じている率（限界収益修正率：0.55）を乗じないこととしている（課税強化）。																						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	機構にまとまった農地を貸し付ける地域や、個々の出し手に対して交付する機構集積協力金（令和5年度予算額：46億円 ※各都道府県の基金並びに令和5年度予算（6億円）及び令和4年度補正予算（40億円）で運用）																						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構を通じた農地の集積・集約化を推進するため、予算上の措置は機構に農地を貸し付けた農業者等に協力金を交付し、税制は機構に農地を貸し付けた農業者等が負担する固定資産税を軽減することとしている。																						
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、所有する全農地を機構へ貸し付けることを要件としており、特に離農する農家による機構への貸し付けのインセンティブとなるものである。 課税軽減の適用期間は、機構への貸付期間に応じ、3年間又は5年間と限られており、必要最小限の措置となっている。本特例措置は、毎年の予算額に左右される補助事業と異なり、要件を満たす農地を一律に適用できるため、適切かつ有効な手段である。																						

税負担軽減措置等の適用実績	過去5年間の適用実績						
		H30年度 課税分	R元年度 課税分	R2年度 課税分	R3年度 課税分	R4年度 課税分	
	固定資産税	適用者数	39,025人	58,069人	54,583人	53,091人	56,234人
		減収額	164,265千円	234,088千円	214,753千円	207,862千円	217,346千円
	都市計画税	適用者数	固定資産税の適用者数の内数				
		減収額	77千円	104千円	97千円	116千円	196千円
	減収額計		164,342千円	234,192千円	214,850千円	207,978千円	217,542千円
<small>※適用者数は、農業委員会が課税軽減措置の対象として市町村課税部局に情報提供した人数より（農林水産省調べ） ※減収額は、固定資産の価格等の概要調査、市町村交付金及び都市計画税に関する調（総務省HP）</small>							
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>令和3年度 適用総額（千円）： 14,847,319千円（固定資産税） 38,631千円（都市計画税）</p> <p>※「適用総額」は減額後の課税標準額 ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出）総務省HPより</p>						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本特例は、平成28年度に創設され、初年度となる平成29年度課税の適用対象者は18,438人、適用面積は11,501ha。また、令和5年度課税の新規適用対象者は17,486人、適用面積9,263haとなっており、毎年約2万人弱、約1万haの農地が新たに適用を受けており、機構の単年度の借入面積45,143ha（令和4年度）に占める適用の割合も約2割と担い手への農地集積・集約化に一定程度寄与している。</p>						
前回要望時の達成目標	<p>今後10年（令和5年度）で、全農地面積の8割が担い手によって利用される。</p>						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和5年度末時点における担い手への農地集積面積は257,4万ha、全耕地面積（432.5万ha）に占める割合は約6割（59.5%）にとどまっており、今後も税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成を図る必要がある。</p>						
これまでの要望経緯	<p>要望の経緯 平成28年度：創設。以後、2年ごとに措置の延長を要望。</p> <p>特例措置の変遷 平成30年度：課税軽減の対象となる農地の範囲を明確化（特例から自己所有地の貸付けを受けた農地を除外）した上で、適用期限を2年延長。</p>						